

技術報告③

ポンプ部門

令和5年度農林水産省との意見交換会について

ポンプ部門では、円滑かつ品質の高い工事实施の観点から、会員企業に対するアンケート調査をもとに提案要望事項をとりまとめ、このほど、農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室との意見交換会を開催した。

本稿は、令和6年2月7日（火）に開催した意見交換会の状況について報告する。

【日時】 令和6年2月7日（火）

15時30分～17時

【場所】 農業土木会館2階A会議室

【出席者】

（農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室）

土屋 恒久 室長
 上條 剛 課長補佐（積算基準班）
 西島 太志 積算企画係長
 丹野 和弥 機械積算係長

（農業土木事業協会 ポンプ部会）

島田 真司 部会長（株）西島製作所

今井 信緒 (株)石垣
 少前 英樹 (株)石垣
 小暮 真純 荏原実業(株)
 小川 泰彰 荏原実業(株)
 野呂 淳悦 荏原商事(株)
 氏田 三晶 荏原商事(株)
 植田 康裕 (株)荏原製作所
 小川 秀介 (株)荏原製作所
 中川 明彦 (株)荏原製作所
 武田 浩志 (株)クボタ
 烏丸 隆保 (株)鶴見製作所
 石田 晴久 (株)電業社機械製作所
 萱場 治郎 (株)西島製作所
 神田 昭憲 (株)西島製作所
 有野 芳弘 (株)日立インダストリアルプロダクツ
 平出 裕 (株)日立インダストリアルプロダクツ

（農業土木事業協会事務局）

山田耕士，野村栄作，箕輪 均



【議事】

1 挨拶

(1) ポンプ部会長 島田部会長

本省におかれては、能登半島地震への対応などご多用の中、意見交換のお時間をいただきありがとうございます。



島田 部会長

本日は、テーマを大きく2つに分けて、新たな発注方式及び採算性等の Up to Date な課題について議論をさせていただければと思います。

1点目の新たな発注方式については、これまでも申し上げておりますとおり、ポンプ設備は維持管理段階でのサポート体制の維持が重要であり、このような観点からの議論が必要と考えています。

2点目については、令和4年度完了工事アンケート調査では、採算性に問題のある工事はなしとなっているものの、部会では間接費等を含めると採算性に問題があるとの意見も多く、本日は採算性との関連が深い資材価格や諸経費率等の課題を中心に有意義な意見交換が行えればと思います。本日はよろしくお願いたします。

(2) 農林水産省 土屋施工企画調整室長



土屋 施工室長

まず、能登半島地震への対応につきまして、事業協会の皆様には各種調査へご協力などで大変お世話になっております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。私自身も1月8日より2週間、現地へ派遣されましたが、被災調査自体も未だ途上です。事業協会の皆様には引き続きご協力をお願いします。

また、今回の意見交換会に際しては、皆様から頂いたご意見をできる限り検討し、今後の施策に反映できるよう取組んで参ります。本日は忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思

います。本日はよろしくお願いたします。

2 提案要望事項に関する回答及び質疑

【I-1 農林水産省における新たな発注方式の試行・検討状況について】

新たな発注方式の試行状況や将来に向けた検討状況について、最新の情報を提供いたしますようお願いいたします。

【農林水産省】

(新たな発注方式)

新たな発注方式については、まだ検討している状況である。

(アットリスク型 CM 方式)

昨年度、土木工事で監理業務付工事を発注しているため、来年度完了後に評価を行い今後に向けての検証を行う予定である。

また、昨年度完了した現場技術業務（事業促進型）付についても評価・検証を行う。

評価・検証については時間を要するため、協会側意見も聞きながら対応したい。

【I-2 新たな発注方式のあり方について】

新たな発注方式については昨年度において下記の要望を行い、農林水産省から「(現在は)原則分離発注している。」との回答を得たところです。将来いかなる発注方式が導入されるとしても、**ポンプ設備については施設管理段階での適時的確なメンテナンス体制を維持する必要があります、については建設工事での分離発注を恒常化・制度化することが重要と考えています。このような観点を踏まえ、「新たな発注方式のあり方」について意見交換を行っていただきますようお願いいたします**



荏原実業 小川氏

【荏原実業】

土木工事で一連の試行、評価を行なった後にアットリスク型 CM 方式を施設機械工事でも実施される予定は有るのか。

【農林水産省】

現時点において、考えていない。

【西島製作所】

現在行われている土木の試行工事では何社が参画しているのか。

【農林水産省】

元請工事の中に監理業務を含める形で発注しているの、複数社が参加している訳ではない。

【西島製作所】

監理業務を行なう技術者は、監理技術者が兼務しているのか。

【農林水産省】

専任、兼務については決めていないが、元請会社所属の技術者が監理する形としている。

【荏原製作所】

異業種JVの発注方式の検討はされているのか。

【農林水産省】

検討していない。



【荏原製作所】

業務負荷低減の観点から複数工事を一括発注する等、他の発注方式についての検討はされているのか。

荏原製作所 中川氏

【農林水産省】

少子高齢化や退職等による負荷の増大はこの業界も同様と考えられ、農水省としても検討を進めていかなければならないが、CM等の新たな発注方式がこれら課題に対する受け皿に直ちになるとの考えには至っていない。

【部会長】

負荷の低減に向けて一括で発注していくのは、大きな流れであると考えられるが、ポンプ設備の単独発注が維持されるよう、維持管理段階での役割をPRするなどそれに向けてポンプ業界もアイデアを出していく必要がある。また、発注者側からの示唆もお願いしたい。

【農林水産省】

国交省でも大規模化で纏めて発注すれば良いという考えでゼネコンに一括発注する流れがあったが、今回の震災対応も含めて地方の土木業をどうするかが問題になっている。そこからローカルを育てていく施策もモデルで始めている。農水省も同様に大規模化と共に中山間事業に対応してくれる地方業者の事も考えていかなくてはならない。



上條 施工室課長補佐

【Ⅱ-1 賃上げ表明による総合評価点加点制度について】

(令和5年度第4四半期契約の場合として例示すると)第4四半期契約の案件において、加点のために求められる賃上げ表明の条件は「令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年(暦年)において賃上げを表明」となります。

すなわち、次の期間の賃上げを表明することが求められます。

暦年：令和6年1月1日から

令和6年12月31日

事業年度：令和5年4月以降に開始する事業年度

上記条件の中、事業年度が1月～12月、かつ春闘が3月に行われる企業の場合、賃上げは事業年度が始まった後の4月～翌年3月の期間となり、令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年(暦年)の賃上げを表明できるのは、令和6年3月の春闘後となります。

4月から3月の事業年度の企業と同様、令和5年4月に開始する1年間にて賃上げを実施しており、契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げを行っていますので、本制度の趣旨に鑑み、令和5年4月～令和6年3月の賃上げ(もしくは、契約締結から過去1年以内に賃上げ)を表明することで加点を認めて頂くように規定の見直しを要望します。

【農林水産省】

令和4年6月20日付け財務省主計局法規課長「事務連絡」のとおり、1年間の賃上げ実績は対象に含まれるため現状でも問題はないと理解している。

【日立インダストリアルプロダクツ】

入札公告から開札まで3～4ヶ月かかる案件の場合、2月公告だと開札が4～5月となる。

対象となる次年度の春闘前に賃上げを表明することは難しいが、入札公告時点での表明であれば可能となる。



日立インダストリアルプロダクツ
平出氏



クボタ 武田氏

【クボタ】

発注者によっては入札公告時点での賃上げ表明の案件もある。

【農林水産省】

実情は理解したが農林水産省の施策でないため、機会をみて、関係者に情報提供したい。

【荏原実業】

賃上げ表明による総合評価点加点制度はいつまで続く見通しか。

【農林水産省】

政府方針であり、この先のことは分からない。

【Ⅱ-2 入札参加者意向確認型随意契約方式の導入について】

一者応札が見込まれる整備工事については、国交省のように意向確認し随意契約に進む方式の導入を要望します。

関東農政局との意見交換において、本省で「国交省の状況を確認しながら、導入の可否を検討している。」との回答がありましたが検討状況についてお聞かせ下さい。

【農林水産省】

入札参加意向確認型随意契約方式の導入は、手続きの簡素化に効率的だと考えているので導入に向けて前向きに検討していきたい。

【荏原実業】

入札参加意向確認型随意契約方式の導入について前向きとの回答でしたが、具体的な時期に

ついて教えていただきたい。

【農林水産省】

対応として農政局との調整が必要。明確な時期は言えないが、なるべく早く行いたい。

【Ⅱ-3 受注者の責によらない配置技術者変更時に求められる評価点の緩和について】

受注者の責によらない工期の大幅な延長または据付工事の一時中止に伴って変更する配置技術者について、契約時の技術者と同等以上の評価点を有する者の配置が求められることのないよう要望します。なお、「監理技術者制度運用マニュアル」の記述は承知していますが、技術者不足の中、工事中止等の大きな問題が生じかねず、原則にとられない現実的な対応について検討をお願いします。

【農林水産省】

既に令和5年3月31日に事務連絡文書が発出されており、要望趣旨に沿った記載がなされているところ。「受注者の責によらない理由により工期延長」については柔軟に対応するよう指導している。

受注者の責によらない理由であれば、発注者から発議してもらえば良いと考えます。

本件について令和5年度からは門前払い（同等以上の技術者配置を求めること）はあり得ない。必要があれば地方局への指導を行いたいと思います。

【荏原実業】

R5.3.31 本省通知では「監理技術者の柔軟な交代」は明記されているが、この通知をもって農政局が「入札時の技術者評価点に拘らない柔軟な交代」まで可能と読み取ることは難しいのではないかと。本省としての解釈方法及び今後の農政局への指導方法等についてご教示願いたい。

【農林水産省】

監理技術者の交代については、様々な状況を踏まえた対応になります。どのような残工事があるのか、交代により施工体制はどうなるかなど、現場で様々な事



西島 施工室係長

情があることから、それらを踏まえ、「令和5年度農村振興局所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について（令和5年3月31日4農振第3598号農村振興局整備部設計課長通知）において「～など、適切な対応すること。」としている。農政局に対しては、これらの主旨について、周知しているところである。令和6年度においても、同様な運用になるので、会議等の場を活用し周知を図っていきたい。

【Ⅱ-4 資材価格調査について】

配管、電気・制御設備などの資材・機器単体品(外注仕入れ品含む)の価格について農政局の公表価格とポンプメーカーが実際に調達可能な実勢価格が大きく乖離する場合があります。

※（参考資料①）令和5年度ポンプ設備工事関連資材価格実態調査結果

また、昨今の原材料、輸送費、人件費および経費の大幅な上昇、メーカー各社の値上げ幅の格差、値上げのタイミングが異なることなどにより、ポンプ周辺機器においてもこれまでにない価格変動や仕入れ先価格の格差が短期で発生する場合があります。

この大きな要因として、農政局の委託を受けて資材価格調査を行う調査会社が同規模のポンプ設備工事（公共工事）へ納入実績のない資材・機器単体品メーカーを調査対象としていることや、資材調査先の偏り、直近の見積もりによらない単価の採用などが挙げられます。

このため、調査対象の的確な選定条件

- ・公共工事へ実績のあるメーカーからの見積もり徴収
- ・公共工事仕様を明示した機器（ポンプ、バルブ、制御盤等）単価の見積もり徴収
- ・実態にあった数量での見積もり徴収
- ・見積もり有効期間の明示 等

を調査業務仕様書に明示したり、入札参加申請業者からも見積りを徴収して資材価格調査による採用価格との比較を行うなど実勢に合った適正な価格を採用するよう要望します。

【農林水産省】

資材の調査先については、メーカー及び過去の納入実績のある業者への調査をお願いしてお

り、またその妥当性は確認しているところ。

また、依頼時の仕様も出来る限り詳細化している。

なお、調査にあたっては最新の価格となる様をお願いしているが、近年の価格変動のスピードは速い。その点については、スライド条項の活用を申し入れて頂きたい。

【西島製作所】

国交省と同様に、入札参加業者からの見積取得、採用とすることを検討頂けないか。そうすることで、実勢からの乖離は極小化され则认为る。



西島製作所 萱場氏

【農林水産省】

見積を取る際の方法として、調査会に依頼する場合、直接メーカーに依頼する場合がある。この他、見積活用方式によれば直接メーカーに依頼することになり頂いたご意見をかなえることは可能と考える。

【日立インダストリアルプロダクツ】

調査会の活用はダンピング防止という側面もあると考えている。調査会の価格と、参加業者の見積を確認し適正を見て頂く様なども検討頂きたい。

【農林水産省】

見積活用方式という制度もあり、国交省もこの制度を活用されているのかもしれない。ただ、仕組みはあるものの、機器単体費では使いにくいと考える。



電業社機械製作所
石田氏

【電業社機械製作所】

中四農政局からのご発注においては機器単体費でも見積活用方式を活用されたケースもある。

【電業社機械製作所】

頂いた回答の中に「妥当性」という言葉がありました。官庁の業務に通常関わらない様な企業からの価格というのは、詳細な仕様や提出書類など

を考慮していないケースもあり、まさしく「妥当性」にかけると考える。価格調査会社への依頼の際に局から「妥当性」について但し書き追加頂くなどを検討頂きたい。

【農林水産省】

調査先の報告義務は課していない。実態を整理しながら実勢に近くなるように検討していく。

【Ⅱ-5 据付材料費等の積算基準の適正化について】

現行の積算基準では、機場内のポンプ設備の据付配管材料や電気設備の配線配管材料は、「ポンプ設備据付材料費率」もしくは「付帯設備据付材料費率」による率計上となっています。資材価格の高騰が止まらず、小規模工事では材料入手困難から割増料金も発生し現状の率では到底対応できません。材料率の改定や物価スライド補正係数の導入を要望します。

※（参考資料②）据付材料費について

【農林水産省】

据え付け材料費の積算基準の適正化については、いただいた資料を参考に、積算方法の改善を連絡協議会で検討する。

【Ⅱ-6 機械・電気工事に適用する施工パッケージ単価の改定について】

機械・電気で施工する機械基礎等の数量は土木・建築工事の施工量と比較し1～2桁も異なることが多く、パッケージの単価×数量の積算価格と実際の下請けへの注文・支払金額との間で大きく差異が生じています。機械・電気工事に適用する単価補正に関する積算基準を改定するよう要望します。

【農林水産省】

見積活用方式で対応するよう発注者と協議されたい。

【Ⅱ-7 増工等に伴う工期延長に対する現場経費の積算基準の改定について】

請負範囲外の関連工事（土木、建築等）により工期延長が生じる場合には、現場事務所の機能存続に必要な経費および技術者の専任期間を延長することによる経費を設計変更の対象として積み上げで計上できるように改定することを要望します。

【農林水産省】

受発注者間で協議の上、適切に対応することになっている。また工事一時中止等での対応も可能。現場サイドにもその旨徹底していく。



丹野 施工係長

【電業社機械製作所】

過去の案件で工期延長した際に、積算基準は工期延長には適用されないと経費計上を断られた。土木の積算基準では工期延長の補正があるようだが、施設機械でも補正や積算基準の見直し等を考えて頂きたい。

【農林水産省】

受注者の責に寄らない工期延長は経費を適切に計上すべきであり、品確法の趣旨からいっても要した費用を支払うことは間違いのないことである。但しどのように計上するのか（積み上げ・率計上）は即答できないため、計上手法は整理する。